

2019年 11月 18日

逗子市議会

議長 高野 毅 様

神奈川県横浜市神奈川区松本町 6-45-2-401

全国福祉保育労働組合神奈川県本部

執行委員長 柴田 さゆみ



国に対して福祉職員の大幅な増員と賃金の引き上げを求める陳情

保育や介護などの福祉職場では、労働基準法上の休憩や休暇、時間外労働についての決まりが、多くの場合で守られていません。制度上で配置される職員の人数が足りないためです。

休憩時間中に食事介助やお昼寝の見守りが必要になるほか、書類作成の時間も保障されないなど、休憩時間の返上や持ち帰り残業が当たり前になっています。

国は職員配置が足りない実態を把握しないまま、「法令遵守」を強調しますが、利用者の処遇や安全を守るためには、このような「働き方」をせざるを得ません。

労働基準法は、すべての職場で必ず実現されなくてはならない最低限の労働条件を定めたものであり、福祉職場の実態は、職員と利用者の人権を侵害していると言えます。

また、職員の低すぎる賃金水準が社会問題になるなか、国は処遇改善策をおこなってきたとしていますが、それでもなお全産業平均との月約10万円の賃金格差は解消されていません。最低賃金が毎年引き上げられ、非正規雇用の時給水準は上がっていますが、対応する原資の保障もない状況です。そのため、退職者があとをたたく、人材確保が困難で、利用者処遇は悪化し、待機児童・待機者もなくなりません。

憲法25条に基づいて、国と自治体の責任で福祉職員の大幅な増員と賃金の引き上げが可能となるよう、下記について、地方自治法第99条に基づいて、政府への意見書を提出いただくよう請願（陳情）いたします。

記

1. 福祉職場の職員配置基準を抜本的に引き上げ、その配置基準と労働基準法を守ることができる予算・人件費を保障するよう、国に意見をあげてください。
2. すべての福祉職員の賃金を引き上げ、全産業平均との月約10万円の格差をなくすよう、国に意見をあげてください。

以上

